

臨時の部会（児童相談所が関わる子どもの権利擁護に関する検討部会）の設置について

1 臨時部会設置の経緯・目的

（1）国の動向

- 平成28年の児童福祉法改正後の同法第1条では、子どもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けている。すなわち、子どもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされた。また、子どもの権利を守り、福祉を保障するためには、保護者、市民、国や地方公共団体といった社会全体が子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められる。このため、同法第2条では、このことを全ての国民の努力義務として規定している。
- 国ではこの主旨を踏まえ、特に児童相談所等が行政処分を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応が成されるよう、制度の見直しを行う必要があるとし、この間、児童相談所が関わる子どもの権利擁護について、検討を進めてきたところである。
- 国における検討結果を踏まえ、令和4年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が第208回通常国会において成立したところであり、令和6年4月より施行されることとなった。（改正法の概要は「別紙1」参照）
- 改正法では、主に以下の内容が盛り込まれている。
 - ① 子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等*の業務として位置づけ。
※ 児童相談所設置主体である世田谷区も含む。
 - ② 施設入所措置や一時保護をはじめとした児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこと。
 - ③ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めること。

（2）改正法を踏まえた区における対応

- 児童相談所設置主体である区としても、これら改正法の主旨を踏まえた対応について検討を進める必要がある。
- 検討にあたっては、専門的かつ広範的な見地から実施する必要があるため、児童福祉行政に精通した委員により構成される児童福祉審議会による議論が不可欠であることから、本審議会の下に臨時部会を設置して、検討を行うこととする。

2 所掌事項（所掌事項のイメージは「別紙2」参照）

以下の事項にかかる区としての在り方を検討するものとする。

- (1) 児童相談所が関わる子どもにおける権利擁護の環境整備（権利擁護システム全体像の整理）に関すること。
- (2) 施設入所措置や一時保護をはじめとした児童相談所長が行う措置等の決定時における、子どもの意見聴取等に関すること。
- (3) 児童相談所が関わる子どもの意見・意向表明を支援する仕組みに関すること。

3 検討体制

(1) 臨時部会委員（事務局案）

（五十音順、敬称略）

	所属・役職	氏名
1	弁護士	いけだ きよたか 池田 清貴
2	東洋英和女学院大学 名誉教授	いしわた かずみ 石渡 和実
3	日本女子大学 名誉教授	うかい よしあき 鵜養 美昭
4	NPO 法人東京養育家庭の会 理事長	の と かずこ 能登 和子
5	児童養護施設東京家庭学校 校長	まつだ たけとし 松田 雄年
6	NPO 法人子どもアドボカシーをすすめる会 TOKYO 代表	もり ときほ 森 時尾
7	NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長	よしだ つねお 吉田 恒雄

(2) 開催回数（予定）

年4回程度

(3) 検討にかかる社会的養護当事者等の参画

検討にあたっては、社会的養護当事者、子どもの権利擁護活動を担っている既存事業であるせたホッと・一時保護所第三者委員に対して、臨時部会の中でヒアリング等を実施し、意見を得ることを想定。

(4) 日程（予定）

令和4年 8月	第1回部会開催
9月～11月	第2回、第3回部会開催
12月	第4回部会開催（検討結果とりまとめ）
令和5年 1月	児童福祉審議会本委員会（検討結果の報告）

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
 - ① 子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、
 - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、
 - ③ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等 (※) による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

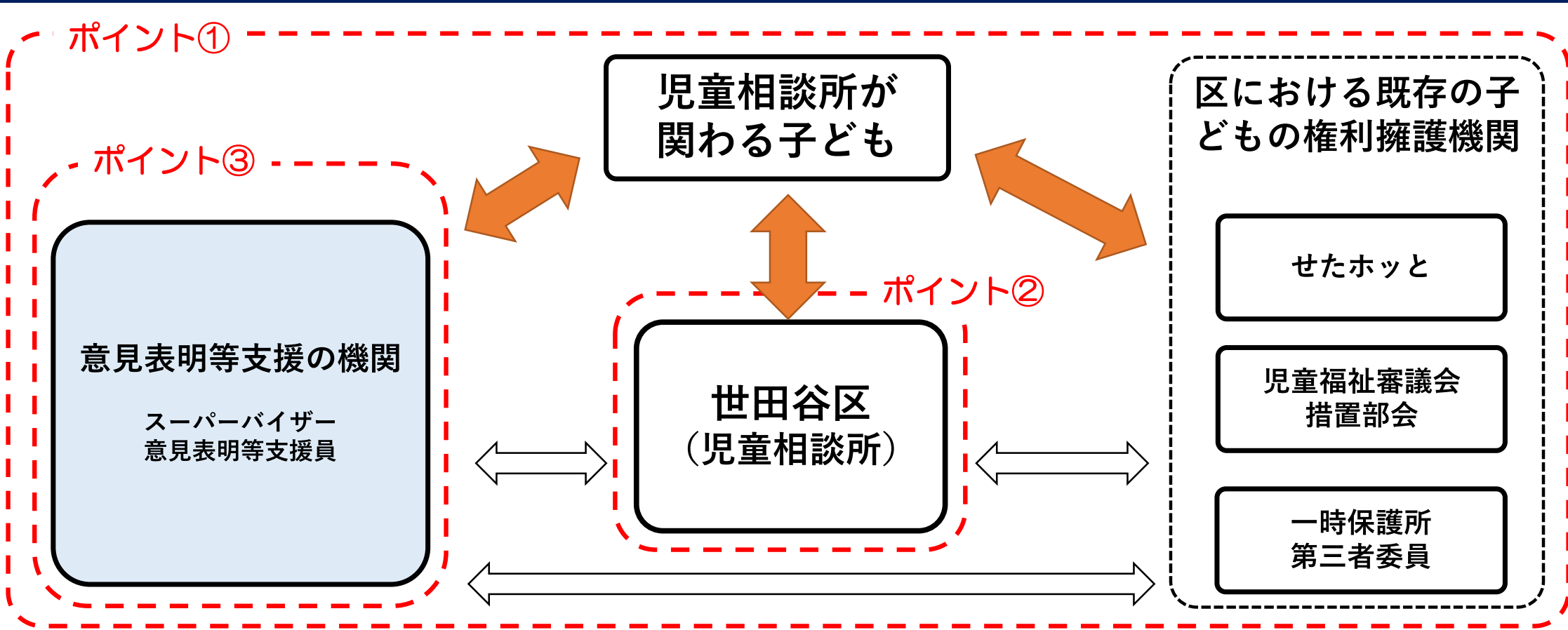
- 都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等 (※) に意見聴取等を実施

※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

<意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。



【ポイント①】 子どもの権利擁護の環境整備（権利擁護システム全体像の整理）

【ポイント②】 措置決定時等における子どもの意見聴取等の在り方

（意見聴取等を行うタイミング、方法、子どもへのフィードバックの在り方、意見表明等支援事業や既存の子どもの権利擁護機関などとの連携の在り方など）

【ポイント③】 意見表明等支援事業（意見表明等支援員の設置等）について

（事業の位置づけ、実施方法、質の確保、児童相談所や既存の子どもの権利擁護機関などとの連携の在り方など）

改正児童福祉法抜粋（臨時部会所掌事項に係る主な部分）（令和6年4月1日施行）

〔事業〕

第六条の三

⑰ この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

〔都道府県が行う業務〕

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

（略）

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

（略）

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

〔意見聴取等措置〕

第三十三条の三の三 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

一 第二十六条第一項第二号の措置を採る場合又は当該措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

二 第二十七条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項の措置を採る場合又はこれらの措置を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合

三 第二十八条第二項ただし書の規定に基づき第二十七条第一項第三号の措置の期間を更新する場合

四 第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護を行う場合又はこれを解除する場合

〔児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するための事業実施の措置〕

第三十三条の六の二 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。